

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 名須川 晋

- 1 日時
平成 30 年 3 月 16 日（金曜日）
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 20 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
名須川晋委員長、工藤誠副委員長、佐々木朋和委員、柳村一委員、工藤勝子委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、佐々木努委員、高田一郎委員、吉田敬子委員
- 4 事務局職員
菊池担当書記、羽澤担当書記、工藤併任書記、千葉併任書記、阿部併任書記
- 5 説明のため出席した者
紺野農林水産部長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、阿部林務担当技監、
伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、志田漁港担当技監、佐藤競馬改革推進室長、
及川理事心得、及川参事兼団体指導課総括課長、
伊藤参事兼流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、
照井農林水産企画室企画課長、小島農林水産企画室管理課長、
関口団体指導課指導検査課長、中南農業振興課総括課長、
中村農業振興課担い手対策課長、菊池農業普及技術課総括課長、
多田農村計画課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、
菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、
松岡農産園芸課水田農業課長、藤代畜産課総括課長、菊池畜産課振興・衛生課長、
大畑林業振興課総括課長、佐々木森林整備課総括課長、佐藤森林整備課整備課長、
漆原森林保全課総括課長、中井水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、
佐々木漁港漁村課漁港課長、菊池競馬改革推進室競馬改革推進監、
小原県産米戦略室県産米戦略監
- 6 一般傍聴者
なし
- 7 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第 33 号 岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
 - イ 議案第 34 号 家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例

ウ 議案第 59 号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

8 議事の内容

○**名須川晋委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 33 号岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**千葉農村建設課総括課長** 議案第 33 号岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案（その 2）の 43 ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、お手元に配付しております岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案の説明資料により説明を申し上げます。

1 の改正の趣旨でございます。本条例は、県が行う土地改良事業を実施する際に、受益者または土地改良区から応分の費用を分担金として徴収するための条例となっております。今般、土地改良法及び同法施行令の改正によりまして、農地中間管理機構が借り入れている農地につきまして、農業者からの申請や同意を必要とせず、都道府県が大区画化等の基盤整備事業を実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業が創設されたところでございます。

当該事業は、都道府県が農業者から分担金を徴収せずに実施できる事業となっておりますが、当該事業を実施した農地を目的外用途に供した場合等には特別徴収金を徴収する必要があることから、当該事業に係る特別徴収金を徴収すること等の所要の改正をしようとするものでございます。

2 の条例案の内容でございます。先ほど申し上げましたとおり、分担金を徴収しない農地中間管理機構関連農地整備事業が新たに創設されましたので、当該事業に係る特別徴収金の規定を追加するとともに、関連する所要の改正をするものでございます。

各条文の改正概要につきましては、箱囲みにありますとおり、第 1 に、題名の分担金を分担金等に改めるとともに、趣旨を定める第 1 条に特別徴収金に係る根拠規定を追加しております。

第 2 に、第 2 条及び第 5 条につきまして、法律の表現に合わせて所要の文言整理を行うものとなっております。

第 3 に、第 6 条につきまして、分担金を徴収する県営土地改良事業に係る分担金の特例に関する規定を特別徴収金に関する規定に改め、農地中間管理機構関連農地整備事業に係

る特別徴収金の規定を追加する等の所要の改正を行っております。

最後に、3の施行日でございますが、改正土地改良法が平成29年9月25日に施行されていることから、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、資料の2ページに農地中間管理機構関連農地整備事業の概要を載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○**名須川晋委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高田一郎委員** 今説明いただいた条例は、農地中間管理機構が行った基盤整備について、従来、土地改良法上は3分の2以上の同意が必要だったというものが、今回は農業者に負担や同意を求めずに、基盤整備した農地について、いわば目的外に使用した場合に特別徴収金を課するというので、農地法の精神が込められた内容になっていると思うのですが、この説明書の中に農地を目的外用途に供した場合等にとありますね。そしてまた、当該農地に係る受益者等から徴収するとあります。この両方に述べられた等というのは、具体的にどのようなものなのか。目的外というのはどのようなものが想定されるのか、お聞きします。

○**千葉農村建設課総括課長** 目的外用途に供した場合等についてでございますけれども、例えば整備した水田を宅地等に転用したりする場合がございますし、もう一点は、今回新しくできました農地中間管理機構の関連事業ですが、この事業につきましては農地中間管理権をその地区全体で適用するということになっておりまして、農地中間管理権を解除された場合もこの特別徴収金の徴収の対象になっております。

○**高田一郎委員** 受益者等からというのは。

○**千葉農村建設課総括課長** 失礼しました。受益者等というのは、原則は受益者でございますけれども、特別徴収金を土地改良区から徴収できるということになっておりますので、土地改良区から徴収する場合を含めて等とあらわしております。

○**高田一郎委員** 土地改良法の基盤整備は、通常であれば農家の同意が必要なのですが、昨年の国会で土地改良法改正に基づいて、同意や費用負担がなくても基盤整備ができるという土地改良法の大幅な見直しが行われたのですけれども、例えば反対者がいた場合は県が対応するわけですよね。県としてどういう対応をするのか、その点についてお伺いします。

○**千葉農村建設課総括課長** 新しい事業につきましては、農業者の同意を求めないこととしておりますけれども、農地中間管理機構が農地を借り受ける、農地中間管理権を設定するといったときに、事前に農地所有者等に対して機構関連の事業が実施されるということをちゃんと説明して了解を得ることになっております。また反対をされている方につきましては、まず丁寧にその方に対して御説明して、理解を得ることが大切でございますし、どうしても理解が得られない場合は、実施地区から一部除外をして対応する場合がございます。

○高田一郎委員 そうすると、反対者がいた場合は、そこを除外するということですか。改正された土地改良法の趣旨というのは、いわば同意がなくても基盤整備できるという法律ですから、県としては土地改良法を超えて、反対者がいる場合はそこを除外するということですか。そのように理解してよろしいのでしょうか。

○多田農村計画課総括課長 同意がなくても事業ができるかということでございますけれども、基本的には土地改良法の考え方は何も変わっていないと思っています。地元で土地改良事業をしたいという意向があり、合意があって、その上で整備することとなっております。ただ、従来は3分の2以上の同意が必要であったというのは、いわゆる負担金を求めるということでそのような規定が設けられていたものでありましたが、今回は農家負担がゼロという事業ですので、基本的に農業者の同意ということではなく、事前に農地中間管理権を設定するときに、地元との合意が図られた上で工事を実施するということになっております。やはりその地域の圃場整備を実施するという大前提があった上での規定でございますから、除外するとかしないとかいうよりも、そこは農地中間管理権を設定することを前提にこの事業が行われると御理解いただければよろしいかと思えます。

○高田一郎委員 農地中間管理機構に預けると。例えば、10年間預けるけれども、退職した後に自分で自分の農地を耕作したいという場合もあるわけですよ。でも、この法の精神からすれば、3分の2以上の同意が必要でしたけれども、今は最悪の場合、同意がなくても、法の趣旨ではやれるということになるわけですよ。法の精神はそういうことですよ。土地改良法の改正に至った経過、当初国が目標としていたのは、担い手に農地を集積すると。8割ですか。これが、これから中山間地においてどんどん移行を進める中でなかなか移行できないために、費用負担なしでやれば農地がかなり集積できるのではないかという、そういう思惑で恐らく土地改良法が見直しをされたと私自身は理解しているのです。財産権を否定してまで法で縛りをかけてやること自体がどうなのかなど。逆に地域のきずなといいますか、地域にさまざまな問題や課題をもたらしかねない。そういう懸念があるのではないかと、私自身も農村に住む一人として感じているのです。

農家の自主的な話し合いによって、農地中間管理機構に預けなくても、その地域で話し合いをして、合意をして、基盤整備しましょうということで、農家は負担なしで事業が進められるというのが一番いいと私は思います。本来はそうあるべきだと思うのです。今回土地改良法の見直しが行われた中での条例改正ですから、やむなくこういう形で提案されたとは思いますが、本来の趣旨からすれば、やはりそのほうが逆に農地の集積も進むし、基盤整備も進むのではないかなと思うのですけれども、この点についてどのようなお考えなのか、お示しいただきたいと思えます。

○多田農村計画課総括課長 土地改良事業の整備の趣旨については委員御指摘のとおりだと思います。やはりその地域で農業をどのようにしていくのか、どうやって所得向上を図っていくのかというと、やはり地域がそれぞれ主体的になって、合意形成を図り、その上で基盤整備が必要ということで、そのツールとして事業を実施し、農業を展開していく

ということが大前提とっております。

今回の改正につきまして、国は2023年に全土地の8割を集積することを目標としておりますが、言ってみればそれを加速化させるために考えられた政策であると理解しています。しかし、なかなか集積、集積といっても、やはり農地が使いづらいということがあって、それがネックになっているということがあります。それを解消するために負担をしてまで農地を改良するのかといったところでなかなか進まないということもあって、そうであれば国がそこを財源的に補填して、整備を進めるのが近道ではないかということでの改正とっております。したがって、土地改良事業というのは、前段で申し上げましたとおり、地元の方々がその農地をどのように使っていくのか、農業を展開していくのかということでもありますから、おっしゃるとおりでございます。

勝手に農地を整備できるのではないかという話でございますけれども、同意を求めないといったところがちょっと違う形に解釈されている部分がありますが、やはり農地中間管理権を設定するということが前提でありまして、地元の方々が同意をした上でこの事業を実施するということであります。御指摘のとおり、農家が望まないような圃場整備は当然できるわけもなく、同意を得た上で実施をしてまいりたいと思っております。

それから、今回の改正につきましては、言ってみれば国が農家の分まで補填して事業を実施するものですから、例えば一定期間農地として使用してもらわないと困りますと、その一応の目安を8年としています。ですから、8年以内に農地の転用とか、先ほど申し上げましたような農地以外の使用目的になったものについては、特別徴収金として返還していただくという内容の規定を今回の条例で提案させていただいているものでございます。

○高田一郎委員 今回の説明からすれば、土地改良法の見直しを行わなくても、従来のやり方で十分対応できるわけですよね。やっぱり財産権を否定してまで基盤整備を無理にできるという、法の解釈からすればそういうことですよね。違うのですか。

○多田農村計画課総括課長 財産権とは別だと思えます。あくまでも農家負担なしに事業ができるという制度ができただけであって、勝手に知らないところで自分の農地が圃場整備をされていたということは一切ないわけでありまして。というのは、前提として農地中間管理権を設定しなければならないということですから、やはりそこでの合意があった上で農家負担なしの事業が実施できると御理解いただいたほうがよろしいかと存じます。

○高田一郎委員 もう一回確認しますけれども、農家の合意がなくても、農地中間管理機構が地元の負担なしで基盤整備ができるというのが、今年の5月だったのでしょうか、土地改良法の見直しの趣旨ですよね。そうですね。そうだけれども、運用上は、県が行うわけですよね。県が行う事業ですけれども、運用上は同意がなければ絶対やらないということになるのですか。

○多田農村計画課総括課長 繰り返しになるかもしれませんが、前提といたしまして、農地中間管理権が100%設定してある土地にしかこの事業は適用になりません。

○工藤誠委員 制度的なことを教えていただきたいのですが、現在進んでいる経営体基盤

整備事業などと農地中間管理機構が行うこの農地整備事業との差はどういうところにあるのか、全く差はないのかということをお知らせ願いたい。また、この事業を実施することによって、今後基盤整備事業が進むと見込んでいると思うのですけれども、その整備率がどの程度上がっていくのか、その事業効果をどのように見込んでいるのかということ。

それから、この法の改正は、平成 29 年 9 月 25 日から施行されているわけですが、今後どのように PR をしていくのかということ、そのことをお伺いしたいと思います。

○多田農村計画課総括課長 従来の事業との差ということでございますが、現在の圃場整備事業であっても、集積、集団化率は一定程度の率、例えば集積で言えば 80%、集団化で言えば 85%というところが事業の中で達成できるのであれば、ソフト事業になりますけれども、促進費という形で補填される分が出ます。ですから、それを最大限活用すれば、現在の農家負担も全てそれで補われるということになります。そういった意味では、農家負担なしという点では今回の新事業と変わりはないかと思えます。

それから、整備率ですが、今後新たな地区で調査をして、こういう事業を採択していく中で、農地中間管理権を 100%設定できるかどうか確認しながら事業を進めていくものですから、直ちに整備率がどうなるか、これで幾ら上がるかという試算はしておりません。申しわけございません。ただ、事業とすれば、有効な事業だと思いますので、今後の状況も見ながら、各地でも実施に向けて進めてまいりたいと思っています。

それから、PR の点でございますが、法改正がありまして既に施行されていますけれども、国でも年に 2 回ほど、キャラバンと称して、各市町村や土地改良区の方々を一堂に集めて説明会を実施しております。この関係では、昨年 11 月、ことしの 7 月にも、農林水産省の本省の方々がいらっしゃって、意見交換をしながら、制度の説明をするという取り組みを進めておりますので、これを現地ですらにもう少し広めていければと思っています。

○工藤誠委員 これからということだと思いますが、これは多分県が実施するのでしょうか、農地中間管理機構ですから、公益社団法人岩手県農業公社が出てくるのかもしれませんが、その中でモデル事業的なものをつくっていかないと、地域の皆さんで手を挙げてくださいますかという声がけだけでは、私はこの事業は進まないと思います。非常にいい事業ではあると思いますので、そういう意味で、県としては平成 30 年度なのか、これからモデル事業的に県内に何カ所か設定して、これを進めていくというお考えはあるのでしょうか。

それから、先ほどキャラバン隊が入って云々というお話もありましたけれども、このことを各市町村とか土地改良区とかそういうところでどういう形で PR していくのかということをお伺いしたいと思います。

○多田農村計画課総括課長 まず、モデル的に進めていくのかどうかという話でございますが、法改正になり、それを裏づける国の予算も概算決定され、国会で今審議中でございます。それが終われば要綱、要領等の詳細が示されると思いますので、その状況を見ながらということになります。県といたしましては、事業地区を毎年ある程度とっております

ので、その中でこの要綱や要領の基準に合致する部分があれば、並行して進めていくということになります。そういう意味では、そういった事業を実施する地区がモデル的な実施という展開にもつながっていくのだらうと思います。

それから、市町村、土地改良区へのPRでございますけれども、各農村整備事務所等を通じまして、現地の土地改良区等ともお話をしつつあると思っております。今後調査等も進んでくれば、そういった事業を、要綱、要領に合わせながら活用していけるのかどうかといったところも吟味し、市町村と連携を図りながら、取り組んでいかなければならない思っています。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○高田一郎委員 今議題となりましたこの条例は、農地中間管理機構が借り入れた農地について、今説明がありましたように、農家の皆さんの合意を前提にして進めるのだという議論もありましたけれども、法の趣旨というのは、農業者の同意を求めずに、農家の皆さんの負担なしで基盤整備をし、その農地に対して、目的外使用した場合の特別徴収金を徴収するという条例だと思います。

この背景としては、農地を集約して、担い手に農地の8割を集積するために、この間さまざまな事業が展開されてきましたけれども、中山間地域でなかなか基盤整備が進まない、農地を集積が進まないということで、今回の土地改良法の見直しが行われました。これまでの戦後の土地改良政策を見ますと、小規模な農家があつて、そして戦後の食料を大いに増産するという国策の中で、ある程度基盤整備をして農産物の増産を行うということで進められましたが、それでもやはり3分の2以上の同意を前提とされていました。

今日、基盤整備も規模拡大もかなり進み、農産物の価格補償政策がどんどん後退している中で、無理にこういう形で基盤整備を進めるということは、農村地域にさまざまな課題や障害をもたらすものではないかと思えます。やはり地域の中でよく話し合いをして、そして合意を得たときに無償で、農家負担なしで基盤整備を進めるというのが本来の土地改良法の趣旨ではないかと思えますし、今後中山間地域で農地を集積を進める上で、やっぱりそのほうが農地を集積も進むのではないかと思えます。

今回提案されたのは、昨年5月の国会で土地改良法の見直しがあり、これに伴う条例改正ということだと思いますけれども、本来の土地改良法の趣旨からすれば、やはり違うのではないかなと思いますので、そういう意味でこの条例案には賛成できないという私の意見を表明して、討論としたいと思えます。

○名須川晋委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ただいま反対討論がございましたので、起立により採決をいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○名須川晋委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 34 号家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池振興・衛生課長 議案（その 2）の 46 ページをお開き願います。議案第 34 号家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。なお、説明はお手元にお配りしております資料により御説明させていただきます。

本条例は、地域で家畜診療をしている獣医師が家畜の病気について詳しい検査を家畜保健衛生所に依頼する場合に必要となる使用料や手数料の額について定めているものであります。

まず、1 の改正の趣旨ですが、家畜保健衛生所の使用料等は、農業災害補償法の規定により定められた費用の額の範囲内で定めており、法律名が農業災害補償法から農業保険法に改められたことから、条例で引用している法律名を改めようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容ですが、ただいま申し上げましたとおり、引用している法律名を農業災害補償法から農業保険法に改正しようとするものであります。

なお、施行期日でございますが、平成 30 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に議案第 59 号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○及川参事兼団体指導課総括課長 議案第 59 号権利の放棄に関し議決を求めることにつきまして御説明いたします。

議案は、議案（その 2）の 241 ページでございます。なお、内容につきましては、便宜、お手元に配付しております説明資料により御説明をさせていただきます。

まず、1 の提案の趣旨であります。まず、囲みの中に林業改善資金について簡単に記載してありますので、ごらん願います。この資金は、経営の改善等を目的として、林野利用の高度化や林業技術の向上等を図ろうとする林業従事者等に対して、県が特別会計を設けて無利子で貸し付ける制度資金でございます。

今般の事案は、この資金を借り入れた法人が既に破産しており、さらに連帯保証人からの回収も不可能となりましたことから、連帯保証人に対する債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、2 番の権利放棄の内容について説明いたします。対象となります債権は、県が九戸村森林組合に対し、平成 4 年度から 7 年度に貸し付けた林業改善資金貸付金 4 件のうち、未回収となっている元金 1,711 万 2,601 円、違約金 14 万 3,659 円、合わせて 1,725 万 6,260 円ですが、主債務者である九戸村森林組合は破産廃止決定が確定しておりますので、この 4 件の貸し付けに係る連帯保証人に対する債権が対象となります。連帯保証人は 4 件合わせて 10 名おりました。全て当時の利子でございますが、そのうち 7 名が時効の援用を行っておりますので、今回権利を放棄しようとするのは、残りの 3 名に係る債権であります。それぞれ破産免責、または相続人不存在となりましたことから、債権を全額放棄しようとするものであります。

なお、それぞれの保証の状況を表に整理しておりますが、1 番目の〇〇〇〇の場合は、4 件全てで連帯保証人となっておりますので、ほかの 2 名よりも保証債務の額が多くなっております。

3 番、権利放棄に係る経緯について説明いたします。九戸村森林組合は、昭和 62 年度から昭和 63 年度に木材加工施設を整備して、木材製品の製造販売を開始し、その後平成 4 年度から平成 7 年度にかけて本資金を借り入れ、機械設備や車両を導入しましたが、結果として設備投資が過大になったということや、厳しい価格競争が生じたことなどから、経営が破綻し、平成 15 年 3 月に自己破産の申し立てを行い、平成 18 年 11 月に破産廃止決定が確定したため、主債務者より当該組合から債権回収を図ることができなくなったものであります。

県としましては、組合の財務状況が悪化した平成 13 年度以降、連帯保証人に対しても督促状を發して債権を確保するとともに、組合が自己破産を申し立てました平成 15 年度以降は、10 名の連帯保証人それぞれと面談を重ね、連帯保証人の状況を確認しながら債権の回収に努めてまいりましたが、回収には至らなかったものでございます。

まず、1 番目の〇〇〇〇でございますが、貸し付け全 4 件の連帯保証人となっておりますが、平成 16 年 7 月に自己破産に伴う免責決定が確定し、回収不能となりました。

2番目の〇〇〇〇は、貸し付け4件中3件の連帯保証人となっておりますが、平成17年6月に自己破産に伴う免責決定が確定し、回収不能となりました。

3番目の〇〇〇〇、この方は当時の組合長でございますが、平成17年3月に亡くなり、相続人全員が相続を放棄して相続人不存在という状況になりましたほか、返済に充当できる相続財産の存在が見込めないため、回収不能となったものであります。

以上のことから、この3名に対する債権を全額放棄しようとするものであります。

なお、残りの7名の方につきましても、当該組合が県以外から借り入れた負債について連帯保証人となっていたことや、高齢で収入がなかったことなどから経済的に余裕がなく、弁済に至らないまま組合の破産廃止決定から10年後の平成28年11月30日に時効の期限を迎え、平成28年から平成29年にかけて、本人または相続人が時効を援用しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○**名須川晋委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**工藤誠委員** 1点だけ確認させてください。九戸村森林組合は、現在だと二戸地方森林組合になっていると思うのですが、合併前の出来事ということでよろしいのでしょうか。それをちょっと確認したい。

○**及川参事兼団体指導課総括課長** 合併前と申しますか、九戸村森林組合が破産いたしまして、九戸村森林組合の管内の分を現在の二戸地方森林組合が引き継いだというものでございます。合併したというよりも吸収したといえますか、なくなって、その分を引き継いだということです。

○**工藤誠委員** そうなった場合には、いわゆる債務の承継が二戸地方森林組合では議論されたと思うのですが、その内容等についてはどのような経過、対応だったのでしょうか。

○**及川参事兼団体指導課総括課長** 債務の承継といえますか、先ほど申し上げましたように、なくなったもので、その管内の森林を引き継いだということになり、合併ではありませんので、九戸村森林組合が消滅した時点で債務も消滅したということになります。

○**佐々木努委員** ちょっと確認です。今回はこのように権利の放棄という形になっていますが、この事例のほかに、現在回収がされていないといえますか、こういう破産の状況で県のほうで債権回収できていないものがあるのか、どういう状況になっているのか、教えていただきたい。

○**及川参事兼団体指導課総括課長** 私ども団体指導課で現在所管しておりますものは、農業改良資金償還金とこの林業改善資金がございますけれども、それぞれ現在、収入未済となっているものが数件ございます。農業改良資金償還金につきましては3件、1,181万2,250円、林業改善資金につきましては11件、3,180万5,763円でございます。

ただ、これは今、回収に努めておまして、これが回収できないということが決定しているものではございません。今後権利放棄の案件が出ないようにということで回収に努めておりますが、時効が既に到来しているものも何件がございますので、来年度恐らく時効

という形で、今の見込みでは不納欠損処理を行うものが数件出てくるかと思えます。

○吉田敬子委員 先ほどの佐々木努委員と同様の質問ですが、農業改良資金償還金のほうもそうですけれども、林業改善資金 11 件の中で、例えば後継者の方や相続人の方がそれを引き受けているという事例があれば教えていただければと思います。

○及川参事兼団体指導課総括課長 具体的に件数、金額等は把握しておりませんが、後継者の方が先ほどの方のように相続を放棄しない限りは、償還金、いわゆる負債を抱えたまま承継しているというものはございます。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 暗い話ばかりになってまいりましたので、ちょっと明るい話を紺野農林水産部長がいるうちにやっておきたいと思っております。

ことし、来年というのは、岩手の農林水産品の将来を担う大きな転機だと思っております。一つは岩手県雲南事務所の開設、それから 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への岩手の農林水産品の納入拡大ということで、これらについて質問をしたいと思います。

一つは、岩手県雲南事務所です。商工文教委員会に所属していたときに質問できなくて、いまだに私も後悔しているのですが、岩手県雲南事務所を農林水産部としてどのように活用していくのかということです。質問の第 1 点は、今まであった岩手県大連経済事務所には、農林水産部としてどのようにかかわって、活用して、成果をどのようにあらわしてきたのかまずお聞きしたいと思います。

○伊藤参事兼流通課総括課長 岩手県大連経済事務所の活用についてでございます。農林水産物に関しましては、特に農産物ですが、中国の輸入規制がいまだに厳しい状況でして、輸出の実績は水産物がほとんどという状況です。昨年度、岩手県大連経済事務所におきまして、米の輸出ができないかということで、いろいろ相談した経緯がございます。現在日本から中国に米を輸出する場合は、薫蒸処理をしなければならないのですが、その指定施

設が実は全国に1カ所しかございません。全国農業協同組合連合会系の施設です。農林水産省が全農系の施設をほかの米の卸業者でも使える形にしようということを進めており、実は私どもがおつき合っている米の卸業者とそのあたりを探った経緯があります。ただ、北海道で米の輸出を一度試みましたが、あまりうまくいかなかったということで、岩手県大連経済事務所は非常に積極的でしたが、今のところは頓挫しているという状況でございます。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 岩手県大連経済事務所の活用についてでございますが、水産物についても、中国でワカメを普及しようということで、岩手県大連経済事務所を基点として、ワカメの普及に努めてきたことがあり、県の職員も現地に行きながら、ワカメの販売促進を行ったところでございます。

○神崎浩之委員 農林水産品の関係で、水産は中国によく行っているような気はしたのですが、相手先の事情というのがあるのだなど。ことしの目玉であります岩手県雲南事務所の開設ですけれども、議員連盟も統一して期待しているところであります。

そこで、農林水産部として、何をこの岩手県雲南事務所でやっていくのか、岩手県大連経済事務所との役割分担も含めてお聞きしたいと思います。

特に今回、実施する研究事業について、過去に答弁もあったのですが、よくわからないので、ゆっくり詳しく教えてほしいのです。研究者との連携、研究、それから薬草、リンドウの関係とかあって、これからスタートすると思うのですけれども、何をどうしていくのか。売りに行くのか、それともノウハウを日本で学ぶのか、それをどう活用していくのか、その辺がよくわからないので、ちょっとゆっくり整理して説明していただきたいと思えます。

○菊池農業普及技術課総括課長 まず、岩手県雲南事務所の主な業務内容につきまして御説明いたします。

一つ目が、岩手県と雲南省との交流全般に係る連絡調整を行うこと。それから、二つ目として、雲南省の各種情報を収集すること。先ほどの薬草の関係とか、いろいろな資源がありますので、その情報収集の役割。三つ目が交流全般に係る県内関係者の支援。具体的には相談の対応やこちらから現地訪問したときの情報収集、通訳とかです。四つ目が、今後になりますけれども、県内企業と雲南省バイヤーとのビジネス支援。最後に、本県の観光PR、そして雲南省から岩手県に観光客を誘致する際の窓口ということになります。

農業の部分での交流の進行状況と今後についてですが、雲南省と岩手県の研究機関で、過去3回交流をいたしました。雲南省の資源で、岩手県で使えそうなものは何かということ进行交流の中で探し出しまして、現在、サンシチニンジン、リンドウの根のリュウタン、キノコのアミガサタケという三つのデータが出てきています。

最初のサンシチニンジンにつきましては、日本ではチョウセンニンジンと非常に似たようなものなのですが、雲南省ではチョウセンニンジンよりも非常に高く取引されているようなので、それを岩手県でつくれないかということで、種は持ち込んでいまし

た。これから発芽試験とかを進めたいと思っています。ただ、中国の中でもサンシチニンジンは雲南省が特段にすぐれているとされ、ほかのところで作ったものは価値が非常に低いということで流通しているようですので、気象条件、栽培方法とか、慎重にやっっていかなければならないと思います。

二つ目のリュウタンにつきましては、リンドウの根を乾燥させたもので、胃腸をよくするといったことに使われるらしいのですけれども、岩手県はリンドウの産地ですので、根が最後にたくさん出ます。その薬効を中国のものとは比べたらどうなのか、岩手県生物工学研究所で診断してもらっています。これまでの情報としては、非常にいい成分が含まれていることがわかってきました。あとは栽培上は薬をかけたりして、そのままでは使えないので、これからまたいろいろと試験をしていかなければならないと思っています。

三つ目のアミガサタケにつきましては、フランス料理、イタリア料理ではモリーユと呼ばれるキノコなのですけれども、国内ではアミガサタケと呼ばれます。海外では生で流通していますが、非常に高価なものなので、ヨーロッパなどからは乾燥したものが入ってきているという状況です。乾燥品よりは生のほうが当然価値があり、雲南省では栽培されていますので、これを山どりではなくて栽培できないかということで研究しています。日本には種はありますので、日本国内で優良な菌から栽培に適したものを採取しながら、これから中国からの技術協力で研究していきたいと思っています。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** これまでの状況につきまして、ただいま菊池農業普及技術課総括課長からお話しいたしましたが、若干補足いたしますと、雲南省はアジア最大級の花の産地であり、市場であります。岩手県は御案内のとおりリンドウの国内出荷量の大体6割を占めていますけれども、雲南省はいろんな花を持っていて、花につきましても何か得るものがないかということに関しまして、この交流を通じて、いろいろ情報収集してまいりたいと考えております。

○**神崎浩之委員** わかりました。夢と情熱のお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。岩手県は技術を研究するというので、これを例えば中国にまで持っていくのか、それとも国内なり、他の国なりに使っていくのか、その辺はどうなのですか。研究を進めて、中国を含めて外に売っていくのがメインなのか。それとも、国内なのか。

○**菊池農業普及技術課総括課長** 今申し上げた例えば三つの作物について、岩手県で栽培が確立された先にどう売っていくのかということだと思います。まずサンシチニンジンにつきましては、中国から大量に入ってきていますので、国内産の市場価値がどれくらいあるのかということをお草会社にリサーチしたところ、国内産が出れば非常に引き合いが出てくるだろうということなので、何とか栽培法を確立したいという思いがあります。

それから、リンドウにつきましては、まだ薬効成分があるとわかった段階です。材料としてはたくさんありますが、それも現状は中国から入ってきていますので、それを国内産で市場に出せるようになればいいと。

アミガサタケについては、国内に生のものが全くないので、生で流通ができれば素早く

浸透していくと思っています。

○**神崎浩之委員** わかりました。よくわからないようなものというのは高付加価値になると思います。単純にキュウリ1本、トマト1個と比べても、やっぱり高付加価値になるのではないかなと思いますので、ぜひ一生懸命やっていただきたい。応援しますので。

それから次に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会なのですけれども、再来年ということになって、GAP（農業生産工程管理）の関係もあって、いつまでに誰が何をやればいいのか、間に合うのかなというスケジュールの心配をしております。農林水産物については、農産物の中には米、野菜、牛肉があると思いますし、林産物については選手村の建物があるし、それから水産物もあるのですが、いずれ岩手県版GAPをとって納入するということがあります。米は1年間かかりますから、その前に事業者として認定をとっておかなければならないと思いますし、そうするとぎりぎりですよ。

牛についても、すぐというわけにもいかないの、例えば肥育に30カ月かかるとなると、事業者が認定された場合、どの時点で納入対象の牛となるのか、ここもわからないのです。事業者として認定されれば、牛もその前に納入できるのかどうかという、その辺のスケジュールの関係がよくわからない。

木材についても、いつの時点で事業者を認定すればいいのか。その辺も含めてスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○**菊池農業普及技術課総括課長** 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に県産農産物を提供することを前提としたGAP取得のスケジュールについてお答えいたします。

米と野菜ではスケジュールが違ってきます。野菜については、事前の打ち合わせとか、商談のことは後ほど説明いたしますけれども、2020年のそのときまでにとれていれば、可能だと思っています。米については、収穫が秋になり、夏のオリンピックには間に合わなくなりますので、2019年のうちにとっておかなければならないということです。

現状の動きですけれども、米農家の方々につきましては、今法人として認証をとっている方もいらっしゃるけれども、部会単位でそういったことを起爆剤にして頑張りたいという声が上がってきている産地が四、五カ所ぐらいあります。それから、野菜でも、私たちのものを使ってもらえるように、みんなで認証をとっていききたいと、若いグループから声が上がってきている状況です。

○**藤代畜産課総括課長** 畜産関係のGAPの取り組みでございますけれども、現時点で県内では豚の4農場がGAPを取得しております。それから、HACCPを鶏の卵、乳牛でとっている農場がGAPをとりたいという意向を示していますので、それらが東京オリンピックまでにGAP農場になるというスケジュールを組んでいます。

それから、肉牛についてはHACCP農場がないのですけれども、繁殖は対象になりません。肥育だけがGAP認定の対象になるのですけれども、肥育については2戸ほどGAPをとりたいという意向を示しているところがあるので、オリンピックまでに取得すると

いう形で、スケジュールを組んでいます。

いつまでにとればいいのかについてですが、今のGAPの規定を見ますと、肉牛の出荷の3週間前までに農場がGAPを取得すれば、それはGAPをとった牛肉と認定されることになっていますので、出荷の3週間前までに間に合わせるような形で、対応していくことにしています。

○伊藤参事兼流通課総括課長 東京オリンピックの際の、例えば選手村その他関連施設での食材供給のスケジュールでございますけれども、現在飲食戦略検討会議で東京オリンピック2020大会における飲食提供に係る基本戦略を検討しておりまして、これが3月中に発表される予定と伺っております。今検討案を確認している段階ですけれども、その中で選手村に飲食物を供給するに当たりましては、JOC——公益社団法人日本オリンピック委員会がサプライヤー企業を選定すると。サプライヤー企業というのはどういうところかという、過去の実績を見ますと、例えば給食とか社食を提供するような大手になるだろうという観測があります。私どもも、国内大手のサプライヤー企業2社と今接触しております。特に1社に関しては、余り具体的にはお話しできないのですけれども、相手もまだ決定していない状況です。岩手県にも非常に関係する大手で、全国3,000社食を運営している会社ですが、今年度は2回岩手フェアも開催していただきました。非常に高い評価をいただきまして、来年度においては10回ほど一緒にフェアをやりましょうとか、商品も一緒につくりましょうという非常にいい関係になっております。

その会社から言われているのは、そういったサプライヤー企業は、実は余り産地を御存知ない。ほとんどは仲卸業者とか市場を通して購入しているところばかりですので、私どもとしてはそのあたりに対して、今のGAPの話も含めて情報を的確に伝えていきたいなと思っております。

サプライヤー企業は、来年度末に決定するのではないかという観測になっておりまして、そうしますと具体的に動き出すのだらうと。ただ、岩手県以外にもいろいろ動いておりますので、負けずにしっかり連携してまいりたいと考えております。

○大畑林業振興課総括課長 選手村の施設建設に当たっての県産材の提供についてでございます。

まず、スケジュールでございますけれども、現在公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会にて詳細設計を行っておりまして、それが9月までかかる予定になっております。提供する木材については、来年6月までに東京都に運搬するという形になっております。

提供する木材ですけれども、条件としては森林認証を受けている木材ということになっております。県内に森林認証を受けている森林がありますので、そこから出てくる木材を市場から調達するか、あるいは森林を指定してここから切ってくれというのか、これから関係団体と調整をして決めてまいります。そういったところで調達をして、さらにその詳細設計が決まったら、それに対応して、こちらで加工して東京都に持っていくという形に

なります。

提供する木材については、アカマツの集成材、カラマツの製材品、合板とすることで、組織委員会では内々決定をしております。これから詳細設計ができ次第、どういう形の集成材をつくるのか、どういうサイズの製材品にするのかを詰めて、いいものを提供できるようにしていきたいと思っております。

○**照井企画課長** 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019日本大会につきまして、県産農林水産物の魅力を発信できる、あるいはインバウンド需要を創出できる取り組みのチャンスだと思っております、これは県だけではなくて、やはり民間と一緒にやって取り組むことが重要だろうと考えております。

それを受けまして、ことしの2月に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ県産農林水産物を提供するため、いわて東京オリ・パラ等県産農林水産物利活用促進協議会を立ち上げ、県の関係機関と全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県森林組合連合会、岩手県漁業協同組合連合会、公益社団法人日本農業法人協会に、さらに公益財団法人観光協会を交えて設立総会を開きました。その日は総会とあわせ、研修会として復興庁の方から講演をいただいたのですが、復興庁でもいい取り組みだということで、当日は復興副大臣もいらして、御挨拶をいただきました。こうした官民連携を進めながら、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の取り組みと一緒に進めていくとともに、大会をゴールとするのではなくて、これを契機に本県農林水産物の生産がさらに振興されるように取り組んでまいりたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 一つ心配なのは、サプライヤー企業と商談しているということですが、では出すほうはどうしていくのか。やっぱり県内は小さい農家が多いですね。一関市にもGAPをとっているところがあるのですけれども、生活協同組合に出す程度です。実際に出す場合はどういう単位でいくのか。例えば農協ぐるみでまとめてやればある程度の量がとれると思いますけれども、GAPの関係もあると思うのですが、特に野菜の関係はどういう仕組みでサプライヤーまでつなげていくのかわからないところがあります。

それから、水産はどうなのかということです。米とか野菜とか肉という話はよく当委員会でもあるのですが、今回の予算特別委員会でも、水産の関係の話題はサケの不漁ばかりで、オリンピックに売り出していくという話題が我々のほうからもなかったのも、ちょっと反省しているのですけれども、水産の動きが弱いような気がするのですが、その取り組み、以上の2点についてお伺いいたします。

○**伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長** 水産分野の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食材の提供でございますが、まず水産物の対象は、資源管理計画というのが従前からあるのですけれども、それを作成しているところの産物が対象ということになっております。本県の場合は、養殖生産物は全て、定置網も全てこの計画をつくっておりますので、例えばワカメ、カキ、ホタテ、定置網で漁獲されるサケも含めて、全ての魚が提供の対象になっておるところです。

先ほども企画課長から申し上げましたが、我々も岩手県漁業協同組合連合会とともに一緒になって、どのような売り方をしていくかということを考えております。岩手県はワカメが日本一ですから、できればそういうものを世界の方々に普及していければと思っております。ワカメなどの養殖生産物については県漁連が大方取り扱っていますので、そこを窓口として、先ほど出ましたサプライヤー企業とうまくつながっていければと考えておりますし、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○伊藤参事兼流通課総括課長 飲食提供に係る基本戦略はまだ具体的に発表されておられませんので、今の手元の資料だけですけれども、この会期中、およそ1,500万食が提供されるだろうという話でありまして、かなりの数量が求められると。ただ、I O C——国際オリンピック委員会の基準を見ますと、国産農林水産物を優先するという基準があります。また、被災地を優先するというお話もあります。当然それだけの量を仕入れるとなると、市場を通しての流通というのは非常に重要になってくるだろうと思います。そういった部分では、私どもも全農といったところとしっかりタッグを組んで、さらにその後の卸業者とも連携しながら、いかにサプライヤー企業にうまく流れるか、しっかり研究していきたいと考えています。

○神崎浩之委員 最後に部長に聞いて終わりにしますけれども、いずれG A Pは生産者からすれば、金がかかるけれども、それだけのものになるのかというようなことをよく言われます。それだけの話ではないから、とりましょう、とりましょうと私も言っているのですけれども。そういう中で、実際にG A Pをとって、東京オリンピックにつながって、そしてその後の生産につながっていけばいいなと思っております。

スケジュール、期間がタイトということで、きちきちとやっていただきたいなと思います。やっぱり世界の人に日本の食材、特に岩手のおいしい食材をアピールする絶好のチャンスですよ。絶対食べればおいしい、そのチャンスが回ってくるということでもあります。

この前、岩手県畜産議員クラブで肉とか野菜をいただきました。肉も大変おいしいのですけれども、野菜がすごくおいしいなど、私は2年間続けて思っているのです。肉もおいしいのですけれども、私が毎日食べているような野菜ではないので、これはどこから買ってくる野菜なのかな、こんな野菜があるのだなど。岩手町のシイタケもびっくりしましたけれども、非常においしいのです、うちで食べるものよりも。だから、本当に食べればおいしいので、ぜひ絶好のチャンスにしていきたい。岩手県は東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当大臣も出しているから、大臣になって何になるのかというようなことも言われるのですけれども、東京オリンピックの大臣もいて、やはり復興の取り組みや、この農産品を売り出す絶好のチャンスだと思っているので、一緒に取り組んでいきたい。このチャンスをとということで、農林水産部長に決意を聞きまして終わりたいと思います。

○紺野農林水産部長 岩手県の農林水産物が、今後世界的にも日本国内でもメインとなっていくためには、今回の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は非常にいい

機会だと思っております。そのために求められる基準というものが有りますので、これを何とかクリアしていくというのが喫緊の課題と思っています。したがって、GAPにつきましても、岩手県版GAPも調達の対象になるということですので、それに向けても、手続きの手数料等がかからないように、県の農業改良普及員が審査員になって、みずからお金がかからないような取り組みを既にしておるところです。また東京オリンピックだけではなく、量販店もこれからはGAP取得の取り組みが大前提になってきますので、それに向けてもやはりこの取り組みを緊急に強化していかなければならないと思っています。これは、生産者の皆さんもそうですし、我々も団体のほうもそうだと思います。

そしてまた、野菜は全てにわたって私は味がいいと思っています。議員の皆様にご提供したものが特別に美味しいということではございません。そういうおいしいものを今後もどんどんアピールして、PRしていきたいなと思っています。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当の鈴木大臣には、これまでの間私どもが陳情に行った際、いろいろと頑張ってもらっているということで、熱い決意をいただいております。岩手県のものというのは心の中にはあろうかと思うのですが、立場上、それはなかなか言えないことだと思っています。それは雰囲気的に伝わってきておりますので、今後もどんどん行って、鈴木大臣にはお願いをしようと思っています。いずれにしても、いい機会でありますので、特に我が農林水産部はそれに向けて、県庁内でいち早く対応をしている部局であります。私はこの3月31日で転任の内示があり、そこまで覆らない限りは、違う部署に行くということでもありますけれども、全く関係ない部署ということではございません。私は農林水産部愛でございまして、岩手県の農林水産部愛でございまして、そういった意気込みでこれからもやっていきますし、我が部の職員も、そういう気持ちで、熱い気持ちで今後も取り組んでまいる所存でございまして、委員各位には引き続きよろしく御指導、御鞭撻をお願いしたいと思います。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会でございますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、第73回全国植樹祭の開催についてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することと

し、5月の調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。